

お伺いしたい事項

1. 従来、被用者保険の適用対象者はフルタイム労働者が中心でしたが、現在、短時間労働者に対する適用拡大が進められています。

この短時間労働者の属性については、主婦層が中心で、夫の収入を補完することを主な就労目的とする場合が多いと見られてきましたが、近年、単身者や定年退職後の高齢者、外国人など多様化し、また、家計における役割も変わってきていると思われます。また、単純かつ補助的性格が強いとされてきた、短時間労働者が職場において担当する業務についても、複雑・困難かつ基幹的な業務を行う者が増加しているとの見方もあります。

短時間労働者の属性や就労の実態について、現場の実態をお聞かせください。

上記で指摘されている単身者や定年退職後の高齢者、外国人などに加えて、昨今では精神障害であることを開示して就労している場合も、非正規で短時間勤務であることも多いという印象で、より多様化していると感じています。

日々の相談の中で加入要件を満たしているにもかかわらず、加入していないケースも未だ散見されます。以下、より悪質と思われる事例を4つ挙げます。

<事例1(工場内違法派遣)>同じ派遣先で就労を継続しているにもかかわらず、系列の複数の派遣会社を2か月ごとに退職して再就職しているように処理して社会保険の加入を免れていた。

<事例2(フードサービス)>会社を分割してそれぞれを500人以下とすることで社会保険の加入を免れていた。

<事例3(製造業)>外国人労働者に対して、社会保険への加入を希望しない旨の書面を作成し、署名・押印をさせていた。未加入であることを指摘すると、その書面を提出して本人が望まなかったから加入させなかったなどと抗弁した。

<事例4(業種不明)>産前休暇に入る直前に社会保険未加入であることを知り、遡及加入を申し出た。しかし、2年間遡及加入すると高額になるため支払えず、出産手当金の受給が滞っている。

2. これまでの適用拡大によって、40万人を超える短時間労働者が適用拡大後の枠組みで被用者保険に適用されているほか、適用拡大を機に労働時間を伸ばして通常の被保険者となるケースも見られます。

これまでの適用拡大によって新たに被保険者となった労働者の評価や働き方の変化等についてどのように捉えておられるか、出来るだけ具体的にご紹介ください。

依然として社会保険加入に至らないように就労調整をしたいという相談も一定数、寄せられています。

一方で適用拡大に伴い、結果的に労働条件を見直したという例も聴きますが、直接、具体的にかかわった例はありません。

3. 現在、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大は、その義務的な対象が従業員 501 人以上の企業に限定され、また、週労働時間や月額賃金等にかかる一定の要件を満たす短時間労働者のみを対象としています。

こうした要件を見直し、より多くの短時間労働者に対して被用者保険を適用していくことが政策課題となっていますが、現在設定されている要件によって生じている問題や改善すべき点があるかについて、ご意見をお聞かせください。

私見ですが、基本的には企業規模や業種にかかわらず、受け取っている賃金に応じて負担をしていくことが必要だと考えます。標準報酬も上限を設定してしまうと、高額な賃金を得るほど、保険料が割安になってしまうのは問題ではないかと感じています。

その上で、労働保険のように保険年度の当初に概算で保険料を決めて納付しておき、保険年度末に賃金が確定したところで清算とする方法とし、かつ、清算の際の賃金は税務申告などに基づいて行えば、違法・脱法的に加入手続きをしないケースは軽減できると考えます。

また、会社の故意・過失にかかわらず、遡及して加入する場合、本人負担分も発生します。しかし、遡って加入するとなれば、自己負担だけでも相当な金額になり、結果的に違法状態を容認せざるを得ないということもあります。徴収義務を会社に課している以上、故意・過失にかかわらず遡及加入すべき事案が発生した場合は、本人負担分を含めて会社に支払い義務を負わせることなども検討すべきと考えます。

4. 現在、従業員が 5 人未満や、業種が法定された 16 の業種に該当しない(第一次産業、接客娯楽業、法務業など)の個人事業主に雇用されている労働者の方については、原則として被用者保険の適用対象となっていません。

こうした現状のうち、特に、法定された 16 業種以外の個人事業所を適用対象外としている点については、昭和 28 年以降、業種の追加・変更がなされておらず、改めてその妥当性を検討すべきとの意見があります。

また、労働者からみた場合、労働時間や賃金といった働き方が同じにもかかわらず、勤務先の組織形態・業種・従業員規模次第で、被用者保険による保障を受けられないことについて、不公平ではないかとの見方もあります。

被用者保険の適用事業所の範囲について、ご意見をお聞かせください。

基本的には、企業規模や業種にかかわらず、受け取っている賃金に応じて負担をしていくことが必要だと考えます。

5. 近年、副業・兼業を希望する者が増加し、企業においても従業員に対して副業・兼業を解禁し

ようとする動きも見受けられます。また、従前より、複数の事業所で短時間労働を行っている労働者の存在も指摘されています。

こうした状況の下、今後、より多くの短時間労働者に対して適用拡大を進めていくことで、複数の事業所において適用要件を満たす労働者が増加していくことも想定されますが、**複数の事業所で働く方に必要な保護を提供する観点や、副業・兼業しやすい環境を整える観点から、現在の被用者保険適用の枠組みや事務手続きの在り方等について、ご意見をお聞かせください。**

今後、雇用ではない働き方、雇用であるかどうかがあいまいな働き方が拡大していくものと予想しています。

以上